

公益財団法人 ほしのわ

2023 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

ほしのわ奨学金は、熊本県内の高等専門学校（3 年生以上）、専修学校及び大学に在籍する学生で、工学、情報学、商学、経営学、経済学に関する分野について学んでいる、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付するものとし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

公益財団法人ほしのわ（以下、財団という）の奨学生となる者は、以下の各号に該当する者としします。

- (1) ほしのわ奨学金を受け取ることができる者は、財団の指定する高等専門学校（3 年生以上）、専修学校、大学に在籍し、学業、人物とも優秀であり勉学に意欲がある者。
- (2) 経済的に学業の継続が困難と認められる者。
- (3) 他の奨学金制度を利用している者であっても、応募資格を有するものとしします。
- (4) 日本国籍を有する者。

4. 採用人数

計 10 名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額 月額 3 万円
- (2) 給付する期間 1 年間（2024 年 4 月～2025 年 3 月）
- (3) 給付の方法 奨学金は、4 カ月毎の一定日に送金するものとしします。
（本人名義の銀行等の預金口座に送金します。）

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 奨学金給付規程第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 奨学金給付規程第 17 条に定める責務に特段の理由なく違反したとき

(8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 必要書類

ア 願書

イ 指導教員の推薦書

ウ 成績を証明するもの

(直近のものをご提出ください。1年生の場合は、前期の成績表を提出ください)

エ 住民票 (世帯全員が記載されているもの)

オ 保護者の所得証明書

カ 個人情報の取扱いに関する同意書

キ 課題1 (奨学金志望理由)

ク 課題2 (作文。「熊本が国内外の観光客を誘致するにあたっての課題とその解決案」)

【様式】ワードにて、A4サイズ・横書きで作成。字数 1,200~2,000 字。

フォント：MS 明朝、11pt。作文冒頭に所属学校名と氏名を明記すること。

必要書類の書式は財団のホームページ (<https://hoshinowa.or.jp/>) に掲載しています。

ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。

なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

(2) 提出方法 財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限 2023 年 11 月 15 日 (水) ※財団必着

(4) 提出先 (連絡先)

〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町 3 番 10 号 SAKURA MACHI Kumamoto 5 階

Eggplant KUMAMOTO 桜町総合就職プラットホーム内

公益財団法人ほしのわ 事務局

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は、財団が年に 3 回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上